

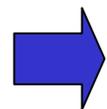
経済活性化の視点からみた税制改革

〔 税制改革の「理念」の部分修正・明確化
「改革プロセス」の現代化
具体的・緊急の改革課題の提示
(予算制約下で税制の質を高める改革を！) 〕

坂田一郎

RIETIコンサルティングフェロー

なぜ、今、「経済活力を高める税制改革」が必要か？



「財政規律の回復」と「税制改革」は補完的なもの

財政規律の回復と社会保障制度の再構築のためには、歳出削減の努力を行ったとしても、社会の増税・増負担が必至。

他方で、増税・増負担に伴い、経済活力が低下すれば、増税・増負担も実現不可能。

(実際、景気が回復軌道に載ったことが確認されるまで、消費税の引き上げは凍結された状態にある)

歳出、歳入、規制改革その他、あらゆる手段で、活力の維持を図ることが不可欠。予算制約の中で、より「経済活力志向型の税制」を作り上げることが重要な課題。税は76兆円のインパクト。

平成10年頃からペースを上げるも税制度の構造改革の遅れ。同じ税収でも、経済へのnegative impactを下げる余地大。

現在の税制に内在する問題点は何か？（例えば、法人関連）

「広く」、「薄く」、「簡素」を掲げながら、「狭く」、「厚く」、「複雑」な制度となっているのではないか？

（例えば、中小企業のうち68.7%は税務上の欠損法人）

企業組織や企業行動の様態が急速に変化する中で、制度の現代化が遅れているのではないか？（企業組織や企業行動へ影響、Tax Planningの横行、制度的な“摩擦コスト”が増大）

他方で、多くの従来型租税特別措置が残り（75項目）、その新設・改廃に多大な労力が割かれているのではないか？

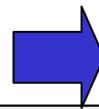
（ただし、所得税との相対比較では、法人税では、コモンプールの悲劇にまでは至っていない。「仕切り」が一定の効果？）

改革プロセスについて、

透明性が欠けているのではないか？

横断的改革ニーズに適した方式ではないのではないか？

「活力」OR「中立」の議論は解りにくかったのではないか？



1. 「改革理念」自体の修正

曖昧さを避け、より具体的で、明示的な改革理念へ
「動的」概念の導入

2. 「改革プロセス」の現代化

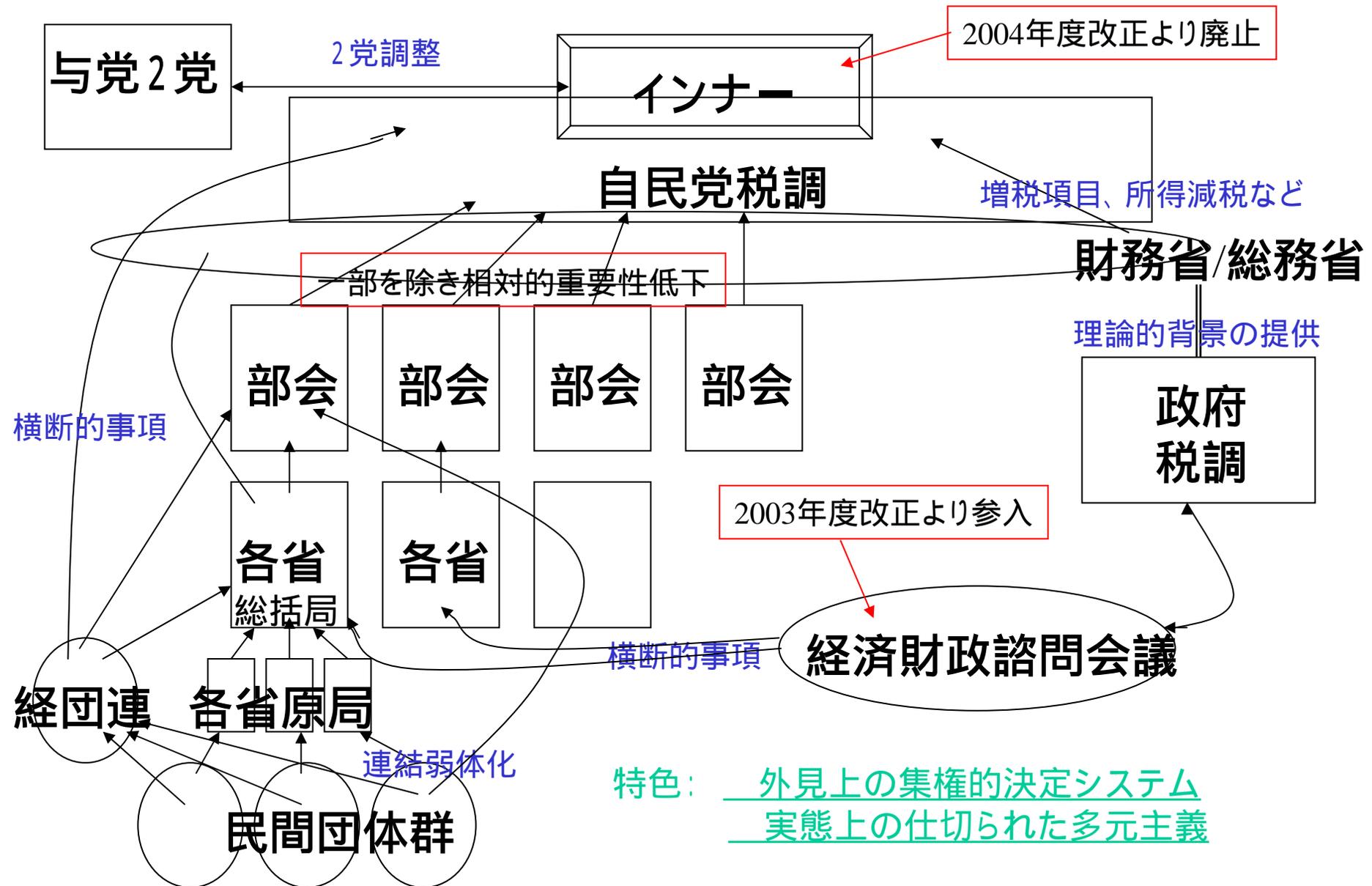
業種横断的な課題が中心的な検討課題に
改革スピード加速の必要性

補完関係

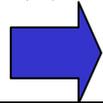
3. 新しい理念とプロセスの下での包括的な改革を急ぐ = 予算制約の下での税制の質の向上

税制による経済の歪曲効果の軽減
企業行動・組織の変質、商法・会計の改訂への対応
機動的で効果的な政策的投資(中期税込中立型)

議論の前提：従来の改革システム（「集権」と「分権」）



近年の税制改正プロセスと改革課題の変化は？



「ニーズ主導型」の変化

形式としての「仕切られた多元主義」の維持

実態としての「一元化」の進行

(背景)

業種横断的な改革課題の重要性の高まり

「増税」検討の重要性の高まり

「重点政策推進委員会」の新設

税調枠外の社会保障論との包括的な検討の必要性

税制改革論議のオープン化 (経済財政諮問会議、インナー廃止)

そのトレード・オフとしての「集権性」の低下

税制改革の国際的なシンクロナイズ

15年度議論の特徴として、「5(7)年間増減税中立」

法人税から、相続・贈与税、金融課税など包括的見直し

「改革理念」の修正：批判的な再評価 ➡ 「改革軸」の修正・明確化

税制改革を効果的に進めるためには、新たな税制改革(内容、プロセス)に応じて、「理念」を修正・明確化すべきではないか。

提起1：「中立」と「活力」を代替的な概念として捉えることは、不適切ではないか。

提起2：「税制構造の改革」と「政策措置」を同じ評価軸(理念)で捉えることは適切ではないのではないか。「2分論」

提起3：企業行動や組織の変革への「能動的・迅速な対応」が重要であり、これを明示的に規定すべきではないか。

提起4：「簡素」の概念を因数分解し、その本質的な意味を明示的に検討してみる必要があるのではないか。

提起5：「租税特別措置」は、膨大な政治・行政コストを要し、本来、構造改革に注力されるべき力を削いでいるのではないかなぜ、中立や簡素の理念の下で、整理・廃止されていないのか

<新たな企業行動モデルの登場>

- 多様な組織モデルの採用
- 知識の創出・融合・事業化の加速に関する市場からのプレッシャーの増大
- 国境を越えた戦略的事業展開
- 企業の新陳代謝の加速に関する社会からのプレッシャーの増大
- 企業資産の運用効率と配当性向に関する市場・株主の感度の上昇 等

税が企業行動・組織に影響

[改革の理念]

<税制インフラの改革>

中立性

税制のゆがみの最小化による企業経営の効率化

透明性

解釈・運用明確化による企業行動の萎縮の防止

変革対応性

新たな企業モデルの裏打ち

活力

効果的・重点的に企業活力を生み出す

国際競争

国土の立地競争力を生み出す

[横断的考慮事項]

国と企業の税務コスト最小化

公平性・租税回避防止

歳入への影響

投資効率最大化

結果として

簡素

[具体的課題]

在るべき税制像

5つの中立性

企業規模
ビジネスモデル
国際事業展開
経費支出
資金の調達形態

在るべき税制像

判断基準の明確化

個別の照会制度の改善

在るべき税制像

組織選択の多様化
組織変革の加速化
戦略的な国際事業展開
金融手段の多角化
年金のポ-ドリティ

在るべき税制像

知識の創出・融合・事業化の促進
(研究開発税制、IT投資促進税制等)
創業・新事業拡大の促進
(新エンジェル税制、投資ファンド税制等)
産業再生の促進
投資効率の低い特別措置の廃止 等

本来一体化して検討・決定・評価すべき領域

予算

1990年代末からの税制改革の歩み(新理念に応じた再整理)

	中立性	透明性	変革対応性	活力 Tax Competition
平成10年度(1998)	<ul style="list-style-type: none"> ・SPC・投資信託税制 ・引当金制度の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子的な帳簿保存の一部可能化 		<ul style="list-style-type: none"> ・法人税率の引き下げ(37.5% 34.5%)
平成11年度(1999)	<ul style="list-style-type: none"> ・株式交換・移転制度 		<ul style="list-style-type: none"> ・株式交換・移転制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税率の引き下げ(34.5% 30.0%)
平成12年度(2000)			<ul style="list-style-type: none"> ・投資法人・特定信託の税制 	
平成13年度(2001)	<ul style="list-style-type: none"> ・組織再編税制 ・金庫株対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・文書回答制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織再編税制 ・金庫株対応 	
平成14年度(2002)	<ul style="list-style-type: none"> ・連結納税制度導入 		<ul style="list-style-type: none"> ・連結納税制度導入 	
平成15年度(2003)	<ul style="list-style-type: none"> ・金融課税の整合化 ・相続税・贈与税の一体化 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業設備投資税制の一本化 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織再編税制の見直し(連続再編対応) 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発投資減税 ・IT投資減税 ・産学連携投資減税 ・新エンジェル税制の導入 ・政策効果試算の公開
平成16年度(2004)	<ul style="list-style-type: none"> ・欠損金の繰越期間の延長 ・金融課税一元化 ・パススルー税制の整備(投資ファンド) 		<ul style="list-style-type: none"> ・金融課税の一元化 ・パススルー税制(投資ファンド) 	<ul style="list-style-type: none"> ・創業者、住宅投資、土地投資、環境に関する税制

新しい理念や改革課題に応じた改革プロセスのあり方とは？

< 税制インフラの整備の領域 > 企業行動の歪曲効果・を最小化

部会・調査会横断的な検討の場(「重点政策推進委」の実効化)

産業政策や法制度・会計制度の検討プロセスとのリンク

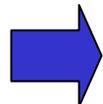
< 税を利用した国家投資の領域 > 機動性を持って企業行動に作用

政策効果の方向性と投資収益率・投資効率に関する事前評価、事後評価
(投資効果の最大化、レント・シーキングの余地の縮小)

財政規律の浸食リスク、規律の融解を防ぐ安全弁の存在が前提

既存の租税特別措置の整理のための特別なステージの設置

< 共通要素 >



「改革ニーズ」と「規律」の両面からプロセスの『横断化』

「集権性(パワーの集中化)」と「クレディビリティ」のバランス
過程の「透明性」と「競争的な複数の専門家グループ」で補完
十分な数の専門家の投入、迅速化



< 「中立性」の5課題 >

- 企業規模の選択(税率格差)
- 創業者などのビジネス・モデルの選択(欠損金など)
- 国際的な事業展開にあたっての組織選択
- 課税標準と経費間の取り扱い(福利厚生費など損金の範囲の厳格化)
- 企業の資金調達形態の選択(配当二重課税の縮小)

< 「透明性」の課題 >

- 判断基準の明確化(特に、組合税制は不明確)
- 個別の確認制度の充実(前提として、税務署の処理能力の拡大)

< 「変革対応性」の課題 >

- タックスヘイブン税制や外国税額控除制度の現代化
- 新たな組織フォーマットの設定(LLC、LLP、LPS)
- 企業年金制度の変化への対応

< 「経済活力」、「国際競争性」の課題 >

- 大型政策投資減税(H15:税率引き下げと既存の特別措置の中間形態)
- 既存の租税特別措置の総合的な整理・廃止

具体的な改革課題(2)「中立性」と「変革対応性」の課題

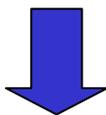
< 課税事業体区分の大胆な改革 >

「法人(法人課税)」か「非法人(構成員課税)」かの、「2分法」を採用する日本

柔軟性に欠ける(法人格と税制の組合せが一通りしかない)
アメリカで増加しているLLC法人の取り扱いの難しさ

「法人」課税の方が有利な場合が多い構造・・・一般的には、アメリカと逆

契約などの主体性と、課税方式のリンク、本来は別の話し
個人事業主の“法人成り”を誘発



「法人課税」と「構成員課税」の均衡化 “法人成り”インセンティブの消滅

給与所得控除の縮小 など

限定的な「3分法アプローチ」の導入(規制的な事業コストの削減)

人的組織に合った新フォーマットの導入(日本版LLC、LLP)

LPSとLLCの導入の検討

新たな組織形態(LLC、LPS)

企業の新規事業促進・事業再生促進等の観点から有効な新しい企業組織体の在り方を検討する必要。



米国ではLLC等の新たな会社組織が普及しつつある。

法人格・有限責任性・組織のフレキシビリティ・税のパススルーを兼ね備えた新しい企業組織フォーマットが日本にも必要。

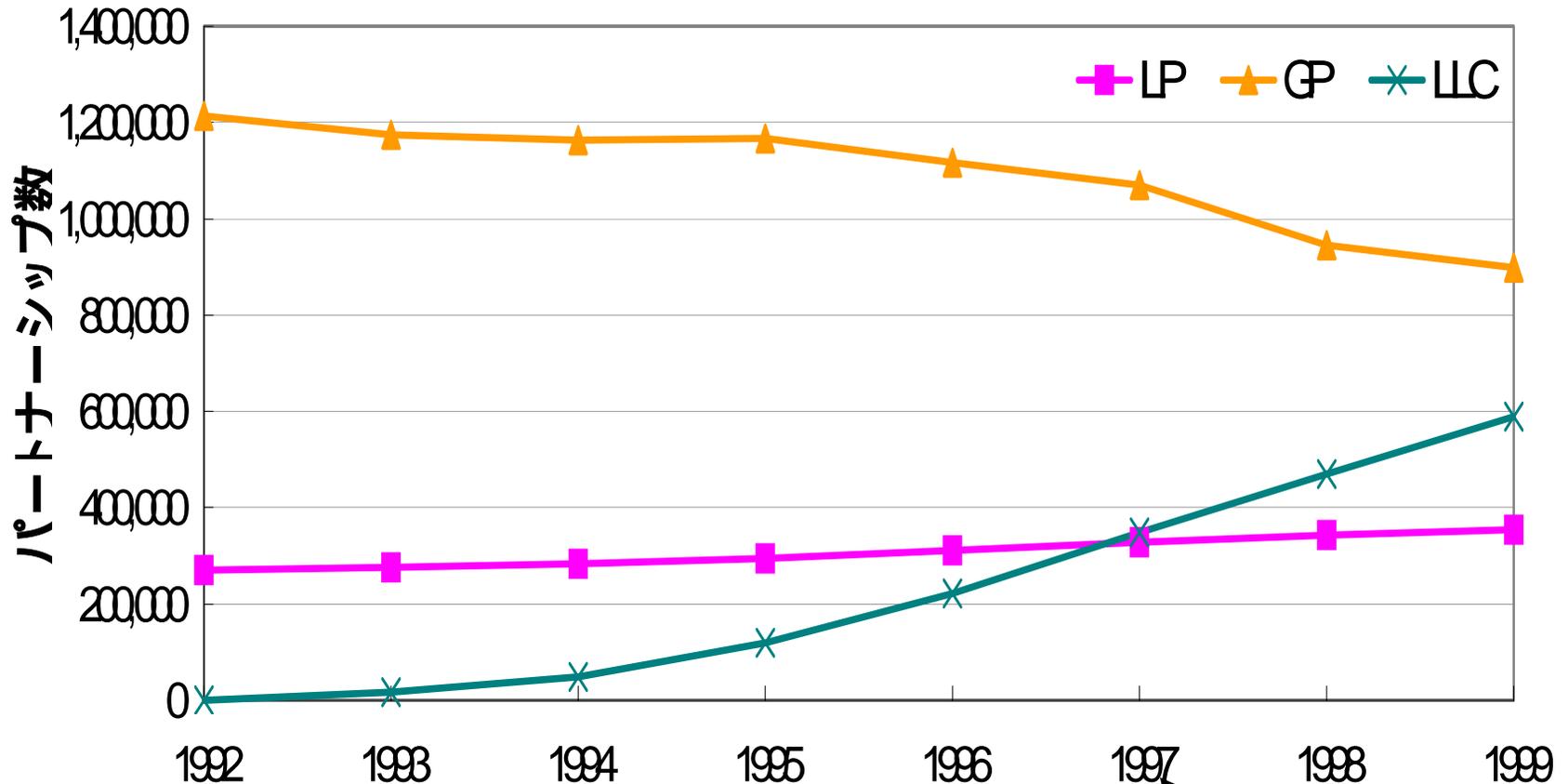
- ・法的にフレキシビリティを持った組織フォーマット
- ・個人に近い創業企業の組織に合った組織フォーマット

		構成員の責任	課税取扱	その他 (事業制限等)
日本	株式会社	全構成員(株主) 有限責任	事業体段階と構成員 段階の二段階課税	
	民去(任意)組合	全構成員無限責任	パススルー (出資者段階での課税)	
	中小企業等投資 事業有限責任組合	GP:無限責任 LP:有限責任	パススルー (出資者段階での課税)	「中小企業等」に対する 投資事業に限定
米国	LPS	GP:無限責任 LP:有限責任	パススルー (出資者段階での課税)	
	LLC	全構成員有限責任	パススルー (出資者段階での課税)	

米国の新たな組織形態

- **GP: General Partnership**
 - 二人以上のパートナーが合意に基づき資産、損益を共有。経営、責任を分割する。
- **LPS: Limited Partnership**
 - 一人以上のジェネラル・パートナー(無限責任者)及び一人以上のリミテッド・パートナー(有限責任者)により設立。
 - 事業運営及び管理はジェネラル・パートナーが行う。
 - リミテッド・パートナーは事業責任及び経営意思決定権に制限がある。
- **LLC: Limited Liability Company**
 - 法人であるが、有限責任の形態。
 - パートナーシップと同様の税制が適用可能(LLC自体には非課税、出資者に課税、ただし、C corporationの取扱いの選択が可能)。

(参考) アメリカにおけるパートナーシップ数の推移



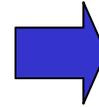
出典;"Statistics of Income Overview, Partnership Returns" Internal Revenue Service

<http://www.irs.gov/businesses/partnerships/display/0,,i1%3D2%26i2%3D22%26genericId%3D16916,00.html>

チェック・ザ・ボックス規定導入

具体的な改革課題(3) 「変革対応性の課題」

< 税制・会計・商法の3制度を俯瞰した改革 >



改革プロセスに影響

企業組織、企業行動の変質や投資家サイドの事情の変化により、税制だけでなく、「企業会計」、「商法」も迅速な改革を求められている。

商法改正が税制に影響を与えた例

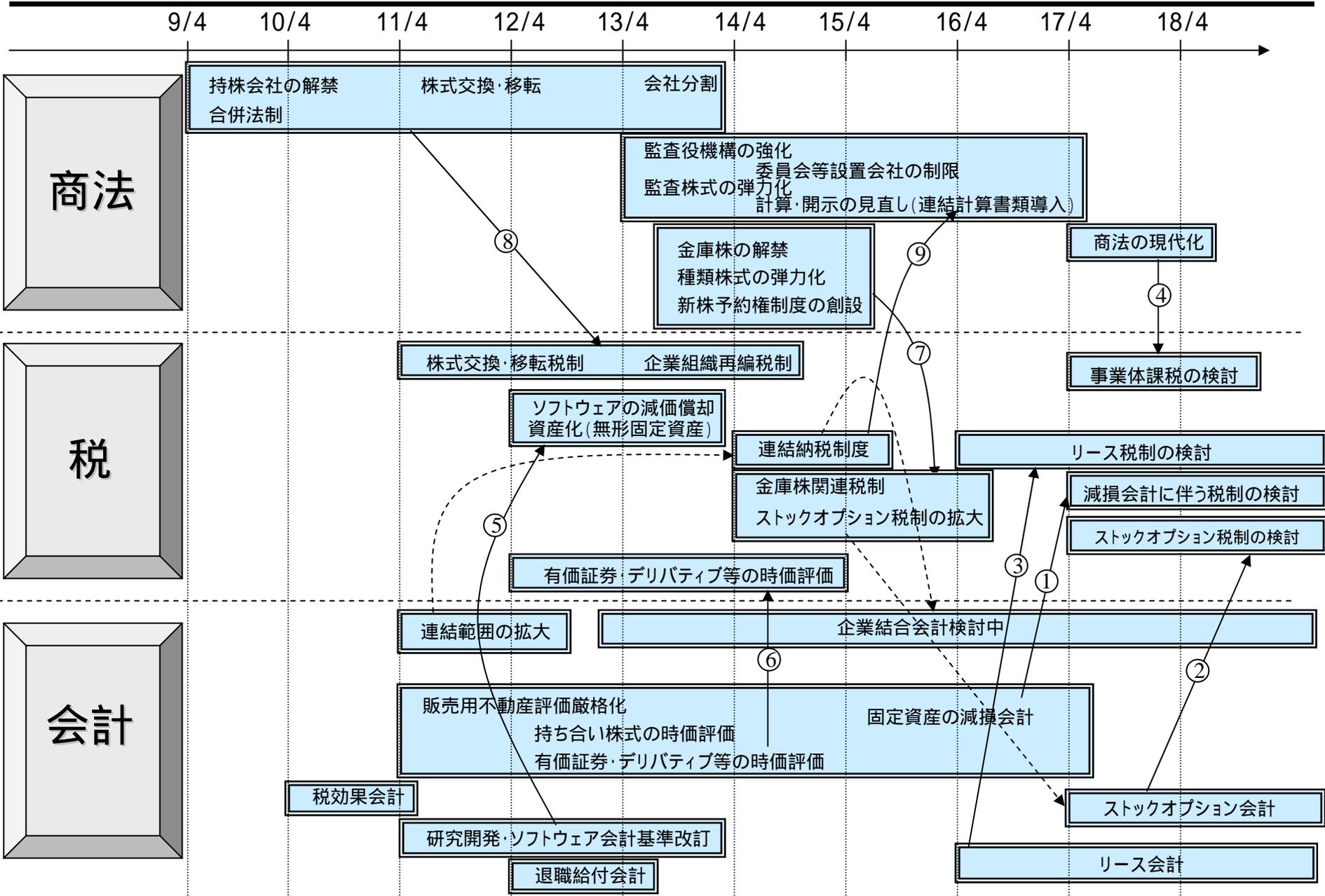
- ・持ち株会社の解禁 税の株式交換・移転制度
- ・金庫株の一般化(解禁) みなし配当課税に影響
- ・ストックオプション制度導入 税制上の課税繰り延べ措置

今後、数年の間に大きな改革が予定。特に、商法現代化のインパクト大。

商法(会社法)の現代化(会社区分の再編、合併対価の柔軟化)
固定資産の減損会計の導入(ストック調整)
ストック etc

「税制」・「企業会計」・「商法」間の関係を明示的に意識した改革姿勢が必要
(これは必ずしも、結果として、連動させるべきということではない)

(参考) 商法・税・会計 俯瞰な改革のスケジュール



(参考) 会計基準改訂に伴う税法の検討例

固定資産の減損会計

< 会計基準改訂の問題意識 >

固定資産の公正価値が取得原価以下の状態となり、簿価が公正価値と比較して過大となっている状況は、投資家保護の観点から問題ではないか。

< 対応処理 >

固定資産の公正価値が簿価を下回り、回収可能性がないと判断された場合、固定資産の簿価を切り下げる。

< 税制の検討 >

会計に準拠していた設備の損金算入方法の見直しの検討。

(減損処理を行う前の簿価をもとにした減価償却を引き続き行うこととする等)

ストックオプション会計

< 会計基準改訂の問題意識 >

ストックオプションを付与した場合、付与した時点で費用認識が必要となるか。
(現行会計基準では費用認識せず。国際会計基準では費用認識。)

< 対応処理 >

企業会計基準委員会専門委員会にて現在検討中。

< 税制の検討 >

未定。(現行法人税法では損金算入規定なし。)

リース会計

< 会計基準改訂の問題意識 >

日本のリース取引の大半を占める所有権移転外ファイナンスリースに係る負債が、現行会計基準の下では、適切にオンバランスされておらず、企業の財務状態を正確に表してはいないのではないか。

< 対応処理 >

会計基準を賃貸借処理から、売買処理(利用者側で負債をオンバランス)に変更する案を審議中。

< 税制の検討 >

仮に現行案どおり会計基準改訂が行われた場合、税務(現行:賃貸借処理)を会計(改訂後:売買処理)に一致させるべきかの検討必要。

商法改正・会計基準改訂に伴う税法の検討 例

商法の現代化

< 商法改正の問題意識 >

現行の法制度では、事業体の各フレームと、これに対する規制が必ずしも実態に即していない。

< 対応処理 >

企業組織の実態に応じ、事業体のフレーム(公開、非公開、有限責任組織の検討)を抜本的に見直すなど検討。

< 税制の検討 >

新たな事業体区分や組織実態に応じた課税ルールを検討。

研究開発・ソフトウェア会計

< 会計基準改訂の背景 >

研究開発活動の重要性が拡大してるにも関わらず、研究開発及びソフトウェアに関する明確な会計基準がなく、資産計上も任意であったため、企業間比較が阻害されていた。

< 会計基準改訂内容 >

研究開発費の定義を明確にし、すべて発生時に費用として処理する。ソフトウェア制作費については、取得形態(自社開発、購入)を問わず、研究開発に該当する部分を研究開発費とし、その他の制作費を無形固定資産等に計上する。

< 税制の改正 >

ソフトウェアについて、減価償却資産(無形固定資産)として位置づけし、耐用年数を制作目的別に定めた。

有価証券・デリバティブ等の時価会計

< 会計基準改訂の背景 >

証券・金融市場のグローバル化や金融商品の開発、国際的な会計基準の整備が進み、金融商品の時価情報を貸借対照表・損益計算書上に反映させ開示する会計基準が必要となった。

< 会計基準改訂内容 >

金融資産の一部及びデリバティブ取引を時価で評価する。

< 税制の検討 >

売買目的で取得した有価証券や一部のデリバティブ等については、事業年度末に時価評価を行い、損益を計上、評価益には課税するとした。

コラム (シンガポールの税制改革)

シンガポールの中核企業は、ごく少数を除き外資系企業である。外資系企業は流動性が高いため、政府は国際的な立地競争力を強く意識している ("Good Place for Business and Individuals" を標榜)。

また、シンガポールは、都市国家でありすべての事業活動を国内で完結させることは困難であることから、国内の事業活動と海外の事業活動の一体性を意識し、その中で、頭脳機能を国内に呼び込むことを目指している。そのため「ポリシーミックス」を構築。

中国、マレーシア、タイなどとの立地競争が激化している。マレーシアは、シンガポールを意識した税制改革 (例えば、製造業の実質的な実効税率を低く維持(8%)、経営統括や物流統括機能への優遇措置の導入) を行っている。

こうしたことを背景として、シンガポールの近年の税制改革は、下記のような内容と特色を有するものとなっている。

最近の税制改革は、総合的な経済再生政策パッケージの一部を構成

法人税率、個人所得税率の引き下げ(法人税率と個人所得の最高税率が20%で均衡)、
他方でG S Tを引き上げることで、トータルとして、財政収支のバランスを維持 (増減税中立型改革)

イギリス型連結納税制度 (グループ・リリーフ) の導入(2003)、L L P の導入を予定(2004)

法人税率の段階的引き下げ(、所得税の最高税率と共に)、強力なR & D投資減税の “ポリシーミックス”

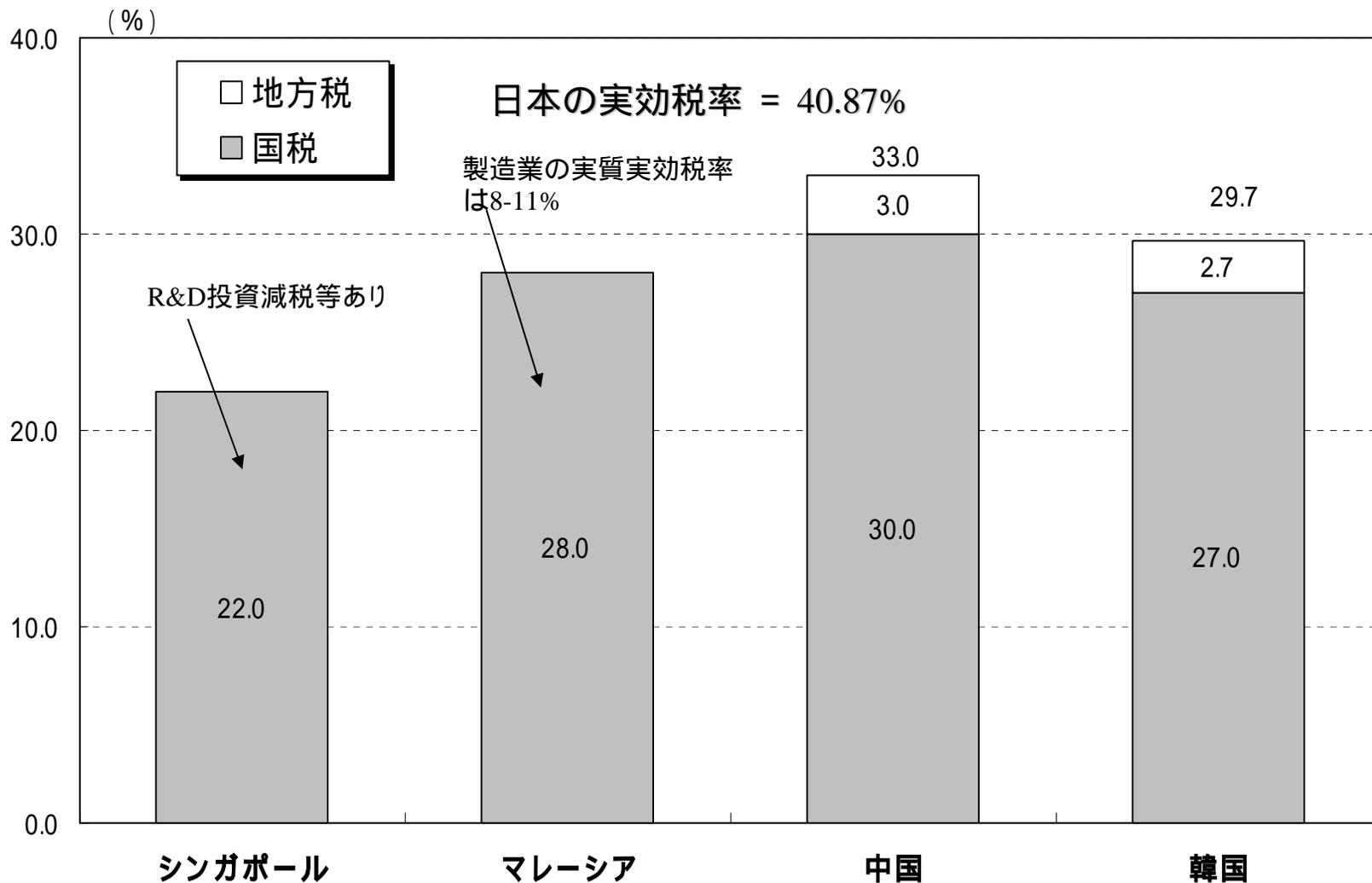
配当二重課税防止に関し、より簡易な制度へと変更 (インピュテーション方式から完全免税方式へ)

国内と海外の事業活動が一体化している実態に鑑み、減価償却制度について海外子会社の資産を含めることとした「統合された減価償却制度」の導入、海外にアウトソースしたR & Dに関する税優遇措置の導入。

税務執行上の透明性を意識し、ガイドラインを整備

(シンガポール財務省等インタビュー2003より)

アジア諸国の法人所得課税の税率比較



(注1) 中国の数値は、外資系企業に対する法人税率である。

(注2) 2003年1月時点の各国税法による。

(注3) シンガポールでは、2004年に保人税率を20%に引き下げることが表明済み。

コラム

(政策減税と法人税率引下げの経済効果)

< 政策減税 >

		研究開発投資減税 (6,000億円/年減税ケース)	IT投資減税 (7,000億円/年減税ケース)
短期効果 (1年目)	売上増額	1.2 ~ 1.9兆円	2.8兆円
	名目GDP	0.7 ~ 1.0兆円	1.5兆円
中期効果 (3年目累積)	売上増額	2.8兆円	11.0兆円
	名目GDP	1.5兆円	6.0兆円
	雇用創出	19万人	78万人
	ピーク時期	10年前後	3年前後

- 1) 研究開発投資については、10年間制度を継続した場合、10年目で3.2兆のGDP押し上げ効果あり。
15年間制度を継続した場合、15年目で4.8兆のGDP押し上げ効果あり。
- 2) 短期効果は減税に伴う投資誘発弾性値と生産波及効果(産業連関表)を用いた分析。
中期効果は需要と供給の両面を勘案したモデル分析。
- 3) 研究開発投資減税の弾性値は、アメリカでの経験値を使用

< 法人税率引下げ >

法人所得税を名目GDPの1%相当額(約5兆円)を継続的に減税

	設備投資(%)	名目GDP(%)
1年目	1.08	0.81(約4兆円)
2年目	3.56	1.57(約8兆円)
3年目	4.27	1.75(約9兆円)

(内閣府・経済社会総合研究所)

【OECD B-Indexに基づく各国R & D投資減税比較; 税を利用した「国家間競争」】

スペイン	0.559
カナダ	0.827
韓国	0.874
オランダ	0.901
イギリス	0.904
米国	0.934
フランス	0.939
日本 (2002)	0.991
ドイツ	1.025
イタリア	1.026

新制度導入

日本は、新制度導入前

(備考) $B-Index = 1 - A / 1 -$

A: 税制インセンティブの現在価値、 : 法人所得税率

(出典) OECD(2002) “Tax Incentives for R&D :Trend and Issues”